

ネットワーク利用者の心得

第4版

*

ネチケットガイドライン

電子メールの良い例・悪い例

白鷗情報ネットワーク利用上の倫理基準

コンピュータとネットワークの利用
に関する意識度チェック

*

白鷗大学情報処理教育研究センター

はじめに

インターネットが整備され、PC や携帯端末が普及するのに伴い、情報の受発信が誰でも容易にできるようになりました。しかしその反面、コンピュータウイルスや迷惑メールの氾濫、ネットワークへの不正侵入や情報漏洩、電子掲示板での誹謗中傷など、実に様々な問題が生じています。

また、Facebook (フェイスブック)、Twitter (ツイッター)、Instagram (インスタグラム)、LINE (ライン) などに代表される、いわゆる SNS (Social Networking Service) と呼ばれるコミュニケーションツールも身近になってきており、それらにまつわる事件や事故も多数報告されています。

このような状況から、私たちは加害者とならず、また被害者とならないために、情報社会の一員であることを自覚し、その規範に則って行動することが求められています。

本冊子では、本学学生が学内 LAN (Local Area Network) ならびにインターネットを利用する際に知っておくべき、基本的なルールおよびマナーについて解説しています。全体は次の4編で構成されています。

ネチケットガイドライン: ネットワークを利用する上で遵守しなければならないルールやマナーについて概説しています。

電子メールの良い例・悪い例: 電子メールは、手軽なコミュニケーション手段です。ここでは、主に PC を使って書く場合の、礼儀にかなった簡潔・的確なメールの例を紹介しています。

白鷗情報ネットワーク利用上の倫理基準: 大学で定めたネットワークの利用に関する規約です。本学学生が遵守すべきルールと、違反行為に対する罰則等が示されています。

コンピュータとネットワークの利用に関する意識度チェック: 情報社会のルールやマナーに関して、本学学生の意識の向上を図る目的で作成されたチェックテストです。満点を目指してチャレンジして下さい。

ネットワークはみんなで利用するものです。安全で快適な環境作りに協力し合っていきましょう。

平成 29 年 4 月

白鷗情報処理教育研究センター運営委員会

目 次

はじめに	iii
目 次	iv
ネチケットガイドライン	1
I 法的に処罰される行為	1
II 大学で定めた規約に反する行為	7
III 処罰の対象とはなりにくいが道義的に問題のある行為	8
電子メールの良い例・悪い例	11
I 電子メールの基本形	12
II 電子メールでヒンシュクをかわないために	13
III 社会的に問題となるメール	19
白鷗情報ネットワーク利用上の倫理基準	23
コンピュータとネットワークの利用に関する意識度チェック	25
おわりに	28

ネチケットガイドライン

ネットワーク利用上のマナーについて

はじめに — ネチケットとは？

ネットワークは、現代社会の公共の財産であると同時に、それ自体一つの「社会」を構成していると見ることができます。一般に、私たちは「法律」として定められたものから、「暗黙の了解」と呼ばれるものまで、様々なルールを守って社会生活を営んでいます。同様に、ネットワーク社会でも、遵守しなければならない様々なルールがあります。私たちはこれを、ネットワーク(network)のエチケット(etiquette)、略してネチケット (**netiquette**) と呼んでいます。

ネットワークの世界も現実の世界も、法律・倫理・道徳に関する基本的な考え方は変わりません。節度ある行動を心がけましょう！

さて、ネットワーク社会でルール違反をするとどうなるでしょうか？法律違反として罰せられるものから、物笑いになる程度で済むものまで多種多様です。ここでは、そのようなネットワーク上の迷惑行為を3つに分けて考えています。

I 法的に処罰される行為

ネットワーク上の迷惑行為のうち、特に悪質な場合は犯罪となり、法律で罰せられることがあります。ここでは、その典型的な例をいくつか見ていくことにしましょう。

(1) クラッキング

ネットワークへの不正侵入を意図し、実行した場合、悪意の有無に関わらず犯罪行為として法律によって罰せられます。たとえば、国家機密に関するシステム、国防に関するシステム、貿易管理や金融に関するシステムなどに対しては、特に厳しい監視体制が敷かれており、上記のような行為をした者(クラッカー)は、そのほとんどが摘発され処罰されています。

また、ネットワークに不正に侵入し、そのシステムを破壊または侵入したことを公言するような行為やコンピュータウイルスを仕込む行為(クラッキング)、またウイルスと知りながらそれを拡散させるような行為は、いずれも犯罪と考えられており、その被疑者は刑事訴追を受ける場合がほとんどです。

ネットワークへの不正侵入を防ぐ手立てとしてファイアウォールなどの対策が講じられています。しかし、システムのセキュリティホールを狙う方法の他、人間の心理を突いた巧妙な侵入手口（ソーシャルエンジニアリング）も様々開発されてきており、侵入者と防御側のイタチごっこが依然続いています。

(2) 知的財産権の侵害

近年、トラブルの原因で増えているのが「知的財産権」の侵害です。ここで注意が必要なのは、行為者の権利意識の低さが原因で起きた事件も多いという点です。

知的財産権とは以下のような権利を意味しています。

- (a) **著作権**：作者の創造により表現したものを保護する権利
- (b) **特許権**：発明を対象に、発明者の一定期間の独占権を保証する権利
- (c) **意匠権**：実用品など工業上において利用する意匠を保護する権利
- (d) **商標権**：商品の出所や品質を表示するためにつけられた商標を保護する権利

人間の創造活動の結果生み出されたものは、正当に評価・尊重されるべきです。これらの権利を意図的に侵害することはもちろん、利用者の無知や不注意によって他人の権利を侵してしまうことも絶対に避けなければなりません。

犯しやすい知的財産権侵害の例

- 他人が作成した文章、写真、図版等を勝手に借用し、結果的にあたかも自分が作成したもののよう利用してしまうことは著作権の侵害になります。
- インターネットのホームページからアイドルの画像をダウンロードし、勝手にホームページに掲載するとか、SNS で流布するのは肖像権の侵害になります。
- インターネット、CD、DVD/BD 等から画像や音声を入手する、雑誌等からイメージスキャナーで写真やアニメ、イラストなどを取り込むなどのあと、友人のために複製すれば私的使用ではなくなり、著作権の侵害になります。
- 市販ソフトのコピーを CD に保存してくれるよう友人に依頼すると、複製権侵害の教唆となり、さらにそれを違法と知りながら使用すれば著作権侵害となる可能性があります。
- 違法に入手したデータを多数人に配布すれば刑事罰の対象になる可能性もあります。仲間内で回覧するつもりでいた情報も、SNS などに意図しない形で流出してしまうような現状もあるので、情報の入手と管理には注意が必要です。

対策

何らかの形で作品（たとえその一部でも）を引用した場合には、出典（原著者の氏名、発表場所、発表年、等）を記すことが最低限のマナーであり、後々のトラブルを回避するための知恵である。

(3) 人権の侵害

人権の侵害に当たる場合として次のようなものが考えられます。ここでもやはり、行為者の人権に対する無神経さが原因となっていることが多いので注意して下さい。

(a) 基本的人権の侵害や差別

人種、生まれや性別、思想信条など、いわれのない理由で差別的発言をする事は人権侵害にあたります。セクシャルハラスメント、性の商品化、児童虐待などの弱者への攻撃、いじめなども重大な人権侵害です。

(b) プライバシーの侵害

個人のプライバシーは絶対的に尊重され守られなければなりません。写真の無断引用による肖像権の侵害などには十分注意しておく必要があります。

犯しやすい人権侵害の例

電子メールの内容を無断で引用して他人に公開してしまうこと。これは、憲法で保障された通信の秘密を踏みにじる重大な人権侵害となります。通常の手紙と同様に、電子メールの秘密も誰も侵すことのできない権利です。

対策

電子メールの内容を引用して他人に公開する場合は、メール送信者の許諾をとること。また、必要に応じて、暗号メールを利用することなどによりユーザ自らも自衛すること。

(c) 暴力的発言

ネットワークを通じて特定の個人に対し、誹謗中傷などによって一方的な攻撃を行うことは、言葉による暴力です。名誉毀損の罪に当たることもあります。このような行為は行為自体恥ずべきことですが、特にインターネットではあらゆるデータに発信元のタグがついていますから、原則的にはどのコンピュータからの発言かがわかり、匿名性に隠れた無責任な行為は不可能です。

インターネットの社会に及ぼす影響が大きくなってきた現在、企業や各種団体だけでなく個人のレベルでもこれらの権利の侵害に対し厳しく対応するようになってきています。ネットワーク利用者がこのような問題を引き起こして訴えられた場合には法的な責任を問われることとなります。皆さんの表現が何らかの形で少しでも公衆の目に触れるまたはその可能性がある場合には、その内容を十分検討するようにして下さい。

日常、SNSの上では楽しいコミュニケーションが繰り広げられていますが、度を越した発言がつい発せられトラブルに発展するというケースもときどき見受けられます。ネット上でもリアル世界と同様、謙虚で誠実な態度が常に求められます。

(4) その他

以上の他にも、ネットワーク上の迷惑行為とされているものに次があります。これらも法的に処罰の対象となることがあります。

(a) スпам (spam) メールの一時的、無差別送付

スパムメールとは、不特定多数のメールアドレスを対象に広告や嫌がらせのメールを発信するものです。ニュースグループへの投稿やメーリングリストの参加者などのメールアドレスを悪用しています。

(b) チェーンメールの一時的、無差別送付

チェーンメールとは「不幸の手紙」に代表され、「なるべく多くの人に教えてあげて下さい」などの手口で次々と他人にメールを転送させる無責任な遊びです。メールの流通量を爆発的に増加させネットを混乱させ、多くの人を不安に陥れるので絶対にしてはなりません。

チェーンメール自体が取り締まりの対象になる判例はありません。しかし、個人の名誉を毀損するような場合、業務を妨害する目的で爆弾メールやウイルスの添付されたメールが送信された場合には、業務妨害罪が適用される可能性があります。

ねずみ講メールは要注意です。ねずみ講メールを出した時点で、ねずみ講に参加し勧誘行為をしたとみなされ、無限連鎖講防止に関する法律に違反したとして刑事罰を受ける可能性があります。

(c) 不正請求

たとえば、ネットサーフィンをしているうちにいつしか不法サイトに誘導され、アンケートで住所・氏名・電話番号を入力したら、数日して多額の請求書が舞い込んだという事例もあります。

上手い話を疑いもなく信じ、無闇にボタンをクリックするとか、大切な個人情報を知ってしまうといったことのないよう常に注意が必要です。

(d) わいせつ画像の展示

性的作品の開示をしているケースがこれに当たります。芸術作品かわいせつかの論議を呼ぶ場合もありますが、いずれにしても注意が必要です。

無修正ポルノ画像を誰もが見ることのできるホームページにアップした場合、わいせつ物陳列罪に該当します。また、わいせつ画像が掲載されているサイトに画像をアップし、そのサイトが摘発された場合、提供した人も共犯とみなされて処罰される可能性があります

(e) 薬品のネット販売

国内での販売が認可されていない薬品をネット上で販売することは薬事法違反になるので注意が必要です。

さて、ネットワークにおけるさまざまな活動に「法の網を被せて取り締まろうとすること」や、「個人のネットワーク活動を制限したりする考え」は、文明の進行に逆行する考えであることは間違いありません。しかし、我々が自由を享受するためには、重い責任も同時に負うことをもう一度思い起こし心に刻んでおく必要があります。

対策

自主規制

対策が自主規制というのは心もとない気がする人もいるかも知れませんが、自主規制のコントロールがきかなくなると、ネットワークの外からの圧力が高まり、そのためにネットワークの快適な有効性が損なわれることとなります。ネットワークユーザにとって最も忌まわしいことは、オープンな情報交換によって互いに啓発・協力することができる環境が損なわれることです。

(5) ネットワーク犯罪に関する法律

以下は、ネットワークやコンピュータ関連の犯罪に適用された刑罰の例です。

詐欺罪	10年以下の懲役（未遂も含む）
恐喝罪	10年以下の懲役（未遂も含む）
侮辱罪	拘留または科料
名誉毀損罪	3年以下の懲役もしくは禁錮または50万円以下の罰金
業務妨害罪	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
信用毀損罪	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
脅迫罪	2年以下の懲役または30万円以下の罰金
わいせつ物頒布罪	2年以下の懲役もしくは250万円以下の罰金もしくは科料
電磁的公正証書原本不実記載罪	5年以下の懲役または50万円以下の罰金（未遂含）
不実電磁的公正証書供用罪	5年以下の懲役または50万円以下の罰金（未遂も含む）
電磁的記録不正作出罪	5年以下の懲役または50万円以下の罰金
不正電磁的記録供用罪	5年以下の懲役または50万円以下の罰金（未遂も含む）
電子計算機使用詐欺罪（刑法246条の2）	10年以下の懲役（未遂も含む）
私用電磁的記録毀損罪	5年以下の懲役
横領罪	5年以下の懲役
軽犯罪法違反の罪	拘留または科料
著作権法違反の罪（著作権侵害など）	10年以下の懲役または1000万円以下の罰金
ウイルス作成・供用罪（刑法168条の2）	
ウイルス取得・保管罪（同条）	
偽計業務妨害罪（同法234条の2）	
電磁的記録毀損罪（同法261条）	

参考：インターネット関連法

次は、インターネットに関連した犯罪や、消費者が受けた被害を救済するために設けられている法律の例です。インターネットのどんなサービスと関連しているか、法令の通称名は何かなどを調べてみるとよいでしょう。

民法 第1条 / 商法 第1条 / 刑法 第1条、第148条、第159条、第166条、第168条の2、第168条の3、第174条、第175条、第230条、第233条、第234条、第246条、第246条の2、第249条、第258条、第261条 / 軽犯罪法 / 金融商品取引法 第1条、第159条 / 古物営業法 / 売春防止法 / 知的財産基本法 / 特許法 / 著作権法 / 意匠法 / 半導体集積回路配置に関する法律 / 商標法 / 不当景品類及び不当表示防止法 / 情報処理の促進に関する法律 / 動物の愛護及び管理に関する法律 / 特定商取引に関する法律 / 無限連鎖講の防止に関する法律 / 銀行法 第1条 / 貸金業法 第1条 / 電気通信事業法 / 出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 / 電子メール通信網のアドミニストレーション・ドメイン名及びプライベート・ドメイン名の指定に関する規定 / 電気通信基盤充実臨時措置法 / 不正競争防止法 / 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 / 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 / 外国為替及び外国貿易法 / ストーカー行為等の規制等に関する法律 / 消費者契約法 / 電子署名及び認証業務に関する法律 / 組織的な犯罪への処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 / 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 / 高速情報通信ネットワーク社会形成基本法 / 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 / サイバー犯罪に関する条約 / 特定電気通信業務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 / 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 / 電子商取引及び情報財取引等に関する準則 / 個人情報の保護に関する法律 / インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 / 犯罪による収益の移転防止に関する法律 / 裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律 / 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 / 犯罪利用預金口座等に係わる資金による被害回復分配金の支払等に関する法律 / 電子記録債権法 / 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 / 独立行政法人国民生活センター法 / 国際物品売買契約に関する国際連合条約 / 個人情報の保護に関する法律 / 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律 / 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 / 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 / 行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律

【参考文献】

- [1] 末藤高義『サイバー犯罪対策ガイドブック 基礎知識から実践対策まで』民事法研究会（2012）。
- [2] 宇賀克也、長谷部恭男（編）『情報法』有斐閣（2012）。

Ⅱ 大学で定めた規約に反する行為

ここでは、学内レベルでペナルティの対象となるものを挙げています。

本学のネットワークの利用希望者は、本学で定められた一定の申請手続きによって利用が許可され、利用者登録名（User Identification Name）つまりユーザ ID（アカウントともいいます）を受け取り、認証のために独自に決めたパスワードを用いることで、ネットワークの利用が可能となります。

また、この登録処理と同時に、本学ネットワークの利用心得（AUP：Acceptable Use Policy）を遵守することが義務付けられ、ネットワーク利用に際し、下記の①～⑦からなる利用心得骨子から著しく逸脱した利用者に対し、その管理責任者である白鷗大学情報処理教育研究センター長はその利用資格を停止する場合があります。

【利用心得骨子】

- ① 学術、教育および研究活動の発展に寄与する目的でのみ使用する。
- ② 商用利用は禁止する。
- ③ 人権侵害を許さない。
- ④ 知的財産権を尊重する。
- ⑤ 機密の保護・維持に個人が努める。
- ⑥ 匿名・ハンドル名の使用は禁止する。
- ⑦ ネチケットを遵守する。

ネットワークは、良識と品位を備えた多くの人々の善意に満ちた利用を大前提として成り立っているシステムなので、少数の利用者によって重大なトラブル（法的、モラルまたは技術的なものなど）が引き起こされると、ネットワーク利用の管理強化（監視や利用制限など）をせざるを得なくなります。システム管理者は、各ユーザのネットワーク利用者の活動を検閲・干渉するべきではない（憲法違反の可能性もあるため）のですが、仮に不当行為に遭遇した場合には、他のネットワーク利用者の利益を保証するためにも、またネットワークを維持するためにも管理強化を余儀なくされます。ネットワーク利用者は自覚を持って責任ある利用をして下さい。

本学の学内ネットワークを利用するに当たって、参照を必要とする文書には、本冊子を含め以下のものがあります。情報センターのホームページ上で閲覧できます。

- 情報処理教育研究センター規定
- 白鷗大学教育研究ネットワーク利用方針
- 情報処理教育研究センター利用の手引き
- 白鷗情報ネットワーク利用上の倫理基準（本冊子所収）
- ネットワーク利用者の心得（本冊子）

Ⅲ 処罰の対象とはなりにくいが道義的に問題のある行為

以下では、法的には処罰の対象とはなりにくいが、道義的に問題があると考えられる例を説明しています。

(1) 民族的・文化的等の摩擦を引き起こすようなメールや投稿

特定の国の主権を否定するもの、人種間の優越を主張するものなどが考えられます。また、しばしばインターネットの掲示板などで発信されて問題になっている、いわゆるヘイトスピーチ（憎悪的な表現）も、差別の一形態であるとする見解もあり、注意が必要です。

(2) 自己情報の杜撰な管理

日常生活で知り得た個人情報やむやみに他人に漏らしてはいけません。

自分自身の情報も同様です。自己責任を原則として管理すべきものですが、特に慎重に取り扱わなくてはなりません。

たとえ恋人や親友が相手でも、むやみに自分のプライベート写真を送信するなどしないことです。リベンジポルノ（別れた元恋人が腹いせで写真をネットに流出させること）などの被害も広まっています。

(3) その他

ヒンシュクをかう行為と、もの笑いの種になってしまうようなケースについて例を挙げておきましょう。

ヒンシュクをかう行為の例 1

ネットワーク回線をいたずらに混雑させる、応答を悪くするなどの行為

たとえば次のようなものです。

- ・ 不必要なデータをインターネットから大量にダウンロードする
- ・ 不必要なデータを学内サーバに大量に置いたままにする
- ・ 連鎖的メーリングリストの意図的利用や無節操なニュース記事の投稿

ヒンシュクをかう行為の例 2

ネットワークのセキュリティホール（脆弱な箇所）となる行為

たとえば次のようなものです。

- ・ 生年月日や電話番号などを含む類推されやすいパスワードを設定している
- ・ パスワードを他人に教えてしまう、長期間パスワードを変更しない、など

【注意】 本学の学内ネットワークでは、「パスワードを他人に教えてしまう」ことは、セキュリティの面から「機密の保護・維持に個人が努める」という規約に違反しているとみなされ処罰の対象となりますので注意して下さい。

ヒンシュクをかう行為の例 3

相手先への配慮を欠いた行為

たとえば次のようなものです。

- ・ 的確な状況説明のない（意味不明な）電子メールによる質問や問い合わせ
- ・ 他人からの電子メールの内容を無断で引用して、第三者に公開すること
- ・ SNSや電子掲示板を使って他人を誹謗中傷すること

誰にも知られず匿名で書き込めるとしても、インターネットへの接続の痕跡はどこかに必ず残されていると考えるべきです。法律に違反するしないにかかわらず、卑劣な手段と言われるようなことは兎に角避けるべきです。

ヒンシュクをかう行為の例 4

ひとりよがりな振る舞い

たとえば次のようなものです。

- ・ 質問サイトに投稿したPC初心者、そんな事も知らないのかと侮辱する
- ・ 大学で課題が出たが、忙しくて調べる時間がないので質問サイトに頼った
- ・ 料金もかかり設定も面倒だといって、自宅のPCにはセキュリティソフトを一切インストールしない

だれでも最初は初心者です。困っている人がいたら相談ののってあげて下さい。インターネットはボランティアで支えられています。しかしそれに甘えて何でも聞いてしまえば済むという考えはいかかなものでしょう。学生の本分を考えましょう。

ウィルスの被害を受けるのは本人だけではありません。ウィルスが蔓延し、多くの人のPCに被害が及びます。安全に対する個々人の心がけ大切です。

もの笑いとなる行為の例

電子メールの誤配送

対策

- ① メールを送信する場合は、相手先電子メールアドレスに誤りがないか何度も確認する。
- ② 初めての相手にメールを送るときには、確実に着信したかどうかの返事を出してくれるように相手先に頼む。そのあとで、相手に間違いなく届いたことを確認した上で、本来のメール内容を改めて相手に送る。

ラブレターの誤配送が惹き起こすんだ誤解や、上司の悪口が上司に届いてクビをきられてしまった会社員の話など、メールの誤配送による悲喜劇はよく耳にするところです。人ごとと済まさずに各自十分気をつけて下さい。

他人に損害を与える行為の例

ウイルスに感染したメールを送る

★ ウイルスに感染したメールを送付し、それが相手の重要な情報を消去するなど、有害な結果を招いた場合、損害賠償を求められることもあります。

対策

- ① PCにはセキュリティソフトを必ずインストールし、システムをまめにチェックしておく。
- ② ウイルスチェックソフトのパターンファイルは頻繁に更新しておく。
- ③ 他人から送られてきたメール（特に添付書類）を開くときは、必ずウイルスチェックをしてから開く。（自動化できる場合が多いです。）
- ④ 他人にファイルをメール添付で送る場合には、ウイルスチェックをしてから送る。
- ⑤ メールには、クレジットカード番号やパスワードを記載しないようにする。

SNS等への個人情報の登録について

SNSの中には、実名などの個人情報を入力しないと参加が認められないものもあります。個人情報の取り扱い規約を確認し、運営状況などもよく調べた上で判断して下さい。特にそのような制約がなければ、通常は個人情報の流出やプライバシーの侵害を避けるために、実名を名乗らないというのも一つの選択肢です。

＊

ここまで、ネットワーク上の迷惑行為を

- I 法的に処罰される行為
 - II 大学で定めた規約に反する行為
 - III 処罰の対象とはなりにくいけど道義的に問題のある行為
- の3つに分けて考えてきました。

法律・規約・倫理・道徳に関する基本的な考え方は、ネットワークの世界も現実の世界も変わりません。節度ある行動を常に心がけましょう！

では次に、PCを使って送受信することを想定した場合の「電子メールの書き方」について整理しておきましょう。これもネチケットの一つと考え、面倒がらず慣れていって下さい。

電子メールの良い例・悪い例

はじめに — 便利で迅速な電子メール

電子メールは、郵便による通常の手紙よりも手軽に、かつ迅速に利用できるのが魅力です。しかも、インターネットを利用していけば、見知らぬ人へメールを書いて質問することや、何か依頼することも、郵便で行うよりずっと気軽に行えます。

一方、電子メールの大衆化は、未熟な文章や相手の迷惑をも顧みないメッセージの発信を拡大させてしまっています。また、電子メールには、用件を相手に簡潔にしかも明確に伝えるための独特の習慣があります。たとえば、「時候の挨拶」の省略などがこの例です。この傾向は、スマホや携帯電話などでは特に顕著です。

しかし、メッセージの受け手である相手への最低限の礼儀と配慮は必要不可欠なものです。相手を思いやる心遣いは、文化や習慣を越え、また手紙・電話・電子メールなど通信メディアの区別なく、時代を超越して常に要求されていると肝に銘じて下さい。

特に、スマホ・携帯メールやLINE（ライン）などのメッセージ交換を日常的に利用している学生諸君は注意が必要です。簡易メールは、用件のみを簡単な短文や絵文字などで表して済ませることが可能ですが、一方、手紙やはがきの代用として電子メールを利用する場合には、きちんとしたメールの書き方を習得しておくことが必要です。たとえば、学内外の目上の人とのやりとりや、就職試験に関わる企業担当者との対応などでは、それなりの形式と礼儀が要求されるからです。

では、実際に良い例・悪い例を挙げながら、メールの書き方を説明していきましょう。

本編の構成は次の通りです。

- I 電子メールの基本形
- II 電子メールでヒンシュクをかわないために
 - (1) 失礼で勝手なメール
 - (2) お願い（依頼）のメール
 - (3) お知らせ・案内のメール
 - (4) 大学で定めた規約に反する内容のメール
- III 社会的に問題となるメール
 - (1) 誤解を招くメール
 - (2) 人権侵害のメール
 - (3) 民族的・文化的問題を起こすメール
 - (4) ネットワーク回線を混雑させるメール

I 電子メールの基本形

電子メールの例 1

Subject : 第2回コンピュータと法研究会のご連絡

白鷗大学 経営学部 白鷗太郎様

GOOD !!

こんにちは。白鷗大学法学部の白鷗花子です。
第1回研究会ではいろいろとお世話になりました。
さて、次回の研究会の詳細が決まりましたのでお知らせいたします。

日 時 : 6月12日(木)

場 所 : 西6号館 2階会議室

テーマ : 正しいメールの送り方

なお準備の都合上、5月末日までに出欠をメールでお知らせ下さい。
よろしく願いいたします。

白鷗大学 法学部 白鷗花子
a10081234@abc.hakuoh.ac.jp

★ 電子メールの基本要素

- ・ 件名 (Subject) は必ず付ける。要点を捉えた短文。
- ・ 相手への呼びかけに続き、自分を名乗り、簡単な挨拶。
- ・ 本文は、概要を述べ、次に詳細を書く要領で。
- ・ 締めくくりの言葉。
- ・ 署名 (名刺代わり。装飾的。文面はこの下にはないことを示す。)

電子メールの例 2

Subject : Re : 第2回コンピュータと法研究会のご連絡

法学部 白鷗花子 様

GOOD !!

ご無沙汰しています。お元気ですか?
白鷗大学経営学部の白鷗太郎です。

この度は、次回研究会のご連絡をいただき有難うございました。
6月12日(木)は、是非参加させていただきたいと思っておりますので
どうぞよろしくお願いいたします。

取り急ぎ出席のご返事を申し上げます。

白鷗大学 経営学部 白鷗太郎
a10083456@abc.hakuoh.ac.jp

II 電子メールでヒンシュクをかわないために

(1) 失礼で勝手なメール

失礼で勝手なメールの例 1

Subject : なし

このメールが確実に宛先に届いた事を ○○○@hakuoh.ac.jp に伝えて下さい。(できるだけ早くお願いします。)

これはダメ!!

失礼で勝手なメールの例 2

Subject : Web に載せて下さい

私は○○学部の学生ですけれども、先週の課題を7月17日までにホームページの方にも載せてもらえないでしょうか。自宅から大学が遠い私としては、そうしてもらえると大変うれしいです。返事を a10080007@abc.hakuoh.ac.jp に送って下さい。よろしくお願いします。

これはダメ!!

★上記2つのメールの問題点は、主に次の3点です。

- 件名がないか、あっても意味不明である。
- 自分を名乗らない(署名もない)。
- 相手の都合を無視して自分の要求を一方向的に主張している。

失礼で勝手なメールの例 3

Subject : ●●君のこと知ませんか?

白鷗大学の○○○○と申します。

貴学の3年生の●●●●君は私が高校のとき△△△部でいっしょでした。もし、このメールをご覧になった方が彼をご存じでしたら、「○○○○が……である。」とお知らせいただければ幸いです。ちなみに、私のメールアドレスは a20080008@abc.hakuoh.ac.jp です。

それではさようなら。

これはダメ!!

★このメールの問題点は、きわめてプライベートな事柄、または調べれば簡単にわかるような安易な事を、見知らぬ他人に頼み込んでいることです。

** アドバイス **

◎ 氏名・所属をメールのトップで名乗る。

常にメールの最初の部分で自分の所属・氏名を名乗るようにしましょう。学籍番号を使って構成されているメールアドレスだけで、所属・氏名まで相手に

思い出してもらうことは難しく、匿名やハンドル名を使ったメールと何ら変わりません。名簿や文面から自分だと気付いてくれることもあります。氏名・所属を最初に名乗るのは一つのマナーと思って下さい。就職活動などでは特に重要です。

【よい例】 ○○学部 1年の白鷗太郎と申します。

月曜 1限の英語の授業でお世話になっている者です。

◎ 必ず署名をつける。

署名には次の情報を入れておきましょう。

所属・氏名、メールアドレス、必要に応じて自分の Web ページの URL など。

【署名の例】

```
_/_____/      白鷗大学      _/_____/
_/___/   経営学部 白鷗太郎   _/___/
_/___/   メールアドレス      _/___/
_/_____/_____/_____/_____/_____/_____/_____/_____/_____/_____/_____/_____/
```

※ URL (Uniform Resource Locator) : アクセスするために使う Web ページの住所のことです。(例 : <http://www.hakuoh.ac.jp/>)

◎ 通称やハンドル名は使用してはいけない。

いわゆるペンネームなど、一部の匿名掲示板で多用されているハンドル名の使用は本学では認めていません。署名にもハンドル名を使ってはなりません。

何度も繰り返すように、必ず本文冒頭に所属・実名を明記しなければなりません。

◎ 一方的な要求をしてはいけない。

人に頼み事をする場合には、相手の都合や自分の立場をわきまえないような一方的な要求は決してしてはいけません。相手は忙しいものだと考えて下さい。

「いつまでに返事がほしい」などの記述は決してしてはいけません。お願い事がある場合には、それなりの手順を踏むのが礼儀です。

メールには受け手がいて、相手も意志や感情を持った同じ人間であり、それぞれその人の都合があるということを常に忘れてはいけません。

◎ 送信する前に読み直そう。

書いた文章は必ず読み直し

- ① 必要な事項が抜け落ちていないか？ たとえば、件名 (Subject)、受信者 (To) と送信者 (From)、本文、署名、など。
- ② To、Cc、Bcc に記載した宛先は正しいか？
- ③ 何を伝えたいか、文の意味は明快か？
- ④ 相手に失礼な表現や要求はないか？
- ⑤ 最後にもう一度！ 送信先アドレスは正しいか？

などの事項を確認し、ウイルスチェックしてから送信する習慣を身につけましょう。

(2) お願い(依頼)のメール

例として、自分のWeb ページから他の人のWeb ページへリンクを張る場合の依頼のメールを挙げてみましょう。

依頼するメールの例

Subject : 貴Web ページへのリンクについて (お願い)

突然のメールをお許し下さい。
白鷗大学2年の白鷗二郎と申します。

GOOD!!

今回メールを差し上げたのは、〇〇様作成のWeb ページへのリンクについてのお願いのためです。

〇〇様の☆☆☆☆に関するWeb ページを拝見させていただきました。
私は、★★★★に関するWeb ページを作成しており、〇〇様のページ
<http://www.xxxx/~xxx/>

へのリンクを是非張らせて頂きたいと存じます。いかがでしょうか？

リンクしたい私のページは

<http://www.hakuoh.ac.jp/~a10080002/research/management.html>
です。

リンクに際し何か条件や不都合がございましたら、お手数をおかけしますが
a10080002@abc.hakuoh.ac.jp (白鷗二郎) までご連絡いただけますでしょうか。

お忙しい中申し訳ありません。何卒よろしくお願い申し上げます。

白鷗二郎 白鷗大学 経営学科2年
e-mail : a10080002@abc.hakuoh.ac.jp
URL : <http://www.hakuoh.ac.jp/~a10080002/>

** アドバイス **

◎ リンクを張る場合、必要に応じて相手先の許諾を得よう。

他人のWeb ページにリンクする場合、必ずしも本人の許諾を得る必要はないとされています。しかし、研究などで今後連携をとりたいなどと考える場合には、次のような内容を付加して連絡しておくともよいかもしれません。

- リンクしたい相手のWeb ページのURL
- リンクさせてもらう自分のWeb ページのURL
- 連絡先の自分のe-mail アドレス
- 自分のWeb ページの内容
- 相手のWeb ページの活用の仕方

◎ 相手からの返事を強要しない。

リンクされることに何か不都合が生ずるときにだけ連絡してもらうようにし、問題のない場合には何もしなくてもよいようなメールを書く必要があります。

◎ 必ず署名をつける。

通常のメールと同様、省略しないこと。

◎ 相手先の意向にしたがう。

相手先から、リンクを張るための条件やクレームが示された場合には直ちにそれに従わねばなりません。

参考：リンクを張る場合の注意

- 相手サイトのトップページ、ないしはできるだけ階層的に上位のページにリンクさせるようにする。
- 相手ページを自分のページのフレーム内に表示させてはいけない。なぜなら、相手ページが自分のサイトの一部であるような誤解を生じさせる可能性があるからです。
- ネットの情報は常に変化し、入れ替わっていると考えるべきです。できれば定期的に訪問し、リンクが切れていないか確認しましょう。

(3) お知らせ・案内のメール

お知らせのメールの例 1

Subject：ホームページ開設のお知らせ

〇〇大学〇〇研究同好会 部長 〇〇〇〇 様

GOOD!!

このたび、〇〇大学〇〇研究同好会で、ホームページを開設いたしました。以下がURLです。

<http://www.〇〇〇〇〇〇.ac.jp/doukoukai/~〇〇〇〇>

是非一度お立ち寄りいただきたく、ご案内を差し上げました。

つきましては、当同好会のリンク集ページから、貴同好会のホームページへリンクを張りたいと存じますので、ご了解のほどよろしくお願いいたします。

また、貴同好会のホームページから当ホームページへのリンクを張っていただければ幸いです。

まずはご報告とお願いまで。

〇〇大学〇〇研究同好会
インターネット担当 △△△△

お知らせのメールの例 2

Subject : 貴ホームページへのリンクのお願い

〇〇〇〇様

〇〇大学 学園祭実行委員会事務局の 〇〇〇〇です。

あなたのホームページ <http://www.hakuoh.ac.jp/~a10081234/>を拝見致しました。

本学の今年の学園祭のメインテーマである学術的内容とほとんど同様なテーマで、より綿密な調査結果が紹介されており、本学の学園祭に関するホームページにてご紹介させていただきたく存じます。

よろしければ、学園祭終了時までリンクを張らせていただけませんか？
お許しただければ幸いです。

GOOD!!

** アドバイス **

◎ お知らせのメールでは簡潔に、必要事項を忘れずに！

- 何について知らせるか、何をどうしたいかを丁寧に、しかも明確に説明するように書くことが必要です。
- 状況説明のないメールは大変失礼になります。

(4) 大学で定めた規約に反する内容のメール

注意！

本学のネットワークの使用は学術研究・教育用に限られています。従って、これらの目的以外でネットワークを使用することはできません。

次の4つの例は、いずれも商用利用の禁止に抵触するケースです。

許されないメールの例 1

Subject : パソコン格安にて譲渡！

〇〇学部の皆さんへ

耳寄りなお知らせです。

最近パソコンを買い替えたので、古くなったパソコンを格安で譲りたいと思います。

- (1) ×××××社製 パソコン 25万円
 - Pentium4 ××××MHz RAM××MB
 - 内蔵 CD-RW/DVD-R 4倍速 内蔵HDD ××GB
- (2) 〇〇〇〇社製 マルチスキャンディスプレイ 17インチ 5万円

これはダメ!!

許されないメールの例 2

Subject：コンピュータ操作の指導いたします。

経営学部 新入生の皆さんへ

パソコンを買ってはみたものの、使いこなせない人はいませんか。
時給1000円で基礎から懇切丁寧に指導いたします。

興味があれば、b10080001@abc.hakuoh.ac.jp までメールを下さい。

白鷗大学 経営学科 3年
e-mail：b10080001@abc.hakuoh.ac.jp
URL：http://www.hakuoh.ac.jp/~b10080001/

これはダメ!!

許されないメールの例 3

Subject：アルバイト募集中！

家庭教師をやってみたい人はいませんか？

少ない時間で大きな収益！

興味のある人は今すぐ、b10080001@abc.hakuoh.ac.jp までメールを！

これはダメ!!

許されないメールの例 4

Subject：格安〇〇装置のご紹介

パソコン同好会の皆さんへ

先日、僕のアルバイト先で、
うちの大学で〇〇装置が欲しい人があったら紹介してくれと頼まれました。
僕を通せば市価の2割引で売ってもよいそうです。
〇〇装置は便利ですから今がチャンスだと思います。

お買い得ですから、欲しい人は僕までメールを下さい。
(b10080002@abc.hakuoh.ac.jp)

数に限りがあるそうですからお早めに！

これはダメ!!

ここに挙げた例は、いずれも学内のネットワークや、メーリングリストを使って、個人的な利益追求のための情報を、多くの人々に流布しているという点で問題になるものです。一見人助けのようですが、節度ある利用を心がけましょう。

Ⅲ 社会的に問題となるメール

(1) 誤解を招くメール

電子メールでは返信がとても楽です。ただし、使い方を間違えると誤解を招くことにもなるので注意しましょう。返信の際は、受け取ったメールの内容を引用しながら文面を作っていきます。この機能を正しく使って誤解のないよう務めましょう。

意味不明なメールの例 1

Subject : ご連絡ありがとうございました。

法学部1年の白鷗法大です。

わかりました。明後日にフロンティア前で待っています。では、またね。

白鷗大学 法学部1年

これはダメ!!

★このメールの問題点は「何についての返信か」が明確でない点です。

件名を返信メール用のRe:とし、さらに相手のメールを引用しながら(行頭に「>」をつけます)、返事を書くようにしましょう。

返信メールの例

Subject : Re : 旅行の打ち合わせについて

経営学部 ○○様

法学部2年の白鷗花子です。

>旅行に持っていく地図は入手したので改めて購入する必要がなくなりま
>した。

わかりました。

>明後日の7日(水)は4時にはバイトが終わるので、夕方6時に都賀駅で
>待ち合わせしましょう!

明後日に駅前で待っています。

では、またね。

白鷗花子 白鷗大学 法学部2年

e-mail : d10080003@abc.hakuoh.ac.jp

GOOD!!

(2) 人権侵害のメール

次の例は、転送メールの間違った使い方を示しています。受信したメールを引用して第三者に転送することができますが、メール発信者の人権を侵害しています。

人権侵害のメールの例

Subject : 五郎君からのメールです。

法学部 ○○さんへ

経営学部 1 年の白鷗太郎です。

今しがた、五郎君からこんなメールをもらいました。

これはダメ!!

>この前、●●●大学に行っている友人が泊りにきて、

>朝までいろいろ話していきました。

>聞いていて驚いたのですが、その友人がサークルで知り合って付き合ってる

>女性は君と同じ高校の出身者だということです。

>名前は白鷗華子さんです。知りませんか。世の中狭いんですね。

>白鷗華子さんは白鷗四郎君と付き合っていたんじゃないっけ？

>あんなに Love Love だったのにもう別れちゃったんだ。

白鷗太郎 白鷗大学 経営学部 1 年

mail : e10080123@abc.hakuoh.ac.jp

★このメールの問題点は、他人からもらったメールを本人の了解なしに引用し、第三者に送ることです。つまり、最初の文面の著者である五郎君の許諾を得ずに、勝手にそのメールの文面を○○さんに送って見せていると思われる点です。通信の秘密の暴露は重大な人権侵害となります。また、メールはあくまでも個人同士のプライベートな通信メディアであることを忘れてはなりません。

** アドバイス **

◎ 返事のメールを書く時は相手のメールを引用する

メールソフトには、「返信メール」というメニューが準備されています。それを使用すると大変便利です。

「返信メール」を選択すると、メールの編集画面に受信文が挿入され、その行頭には、引用文であることを示す「>」の記号が自動的につきます。

◎ メール本文は半角で 70 桁を目安にする

メールリーダーによっては、長大な 1 行のメール本文が右に伸びて画面から隠れ、読めなくなることがあります。したがって、メールの引用をやすくするためにも、半角で 70 桁（全角で 35 文字）以内を目安に改行を入れましょう。

◎ 他人からのメールを断りなく第三者に転送してはならない

人からもらったメールを引用して第三者に転送することは許されません。通信の秘密の暴露は重大な人権侵害となります。メールはあくまでも個人同士のプライベートな通信メディアです。メールの引用がどうしても行いたい場合には相手の承認を得てから慎重に行います。

(3) 民族的・文化的問題を起こすメール

国際的にまだ解決されていない事案や、各国の文化について当該国の人とメールをやりとりするときには特に配慮が必要です。相手に自分の意見を押しつけることのないように注意しましょう。

避けるべき表現の例

- ○○○○地方は歴史的に見て絶対に我が国の領土である。
- だれかなんと言おうとも我が国のものだ！
- それをそちらの領土というのはおかしい。
- またあなたの国の政府のいう根拠もいまい加減だ。
- だからあなたの国は嫌われるのだ！

これはダメ!!

(4) ネットワーク回線を混雑させるメール

ネットワークのトラフィックを増大させ、資源の無駄遣いを引き起こす行為として、スパムメールとチェーンメールがあります。

スパムメールは要求もしていないのにやってくる広告や勧誘などの商用メールです。時にはウイルスを仕込んだ悪質なものもあります。ときには、個人のメールボックスがこれらのメールで溢れたり、ホストのメールサーバがダウンしたりすることもあり、大きな社会問題になっています。

スパムメールの例

Subject : あなたも億万長者！

あなたも億万長者になれます。

下に書いた4人に5000円ずつ送って下さい。
そして送金した後に一番上の名前を削り、あなたの名前を書いて、
できるだけ多くの人に送信して下さい。

(後略)

これはダメ!!

★このメールの問題点

メールで億万長者になれるわけはありませんよ。常識で考えてみて下さい。
特にこの場合は「無限連鎖講の防止に関する法律」に違反し、罰せられます。

チェーンメールの代表的な例は「不幸の手紙」です。はがきは有料でそれがあある程度の歯止めになっていましたが、電子メールは基本的には無料です。いったん心ない人が始めてしまうと悪意があろうとなかろうと多数の人が巻き込まれてしまい

ます。そうするとネットを流通するメールの量が急激に増加して他の人たちに多大な影響が出てきます。絶対にしてはならない行為です。

スパムメールの中には、メールを読むだけでウイルスに感染するから注意して欲しいといった親切を装ったものまで見あります。

また、無限連鎖の片棒を担ぐこともないようにしましょう。

チェーンメールの例

Subject : みんなに教えてあげよう！

ご注意！

これはダメ!!

OOOOというタイトルのメールを受け取ったら決して開かないで下さい。
このタイトルのメールはウイルスです！

この情報は、急いであなたの友人に教えてあげて下さい。

どこかの企業からのよくわからない商品のリストや、ねずみ講まがいのマルチ商法の誘い、そしてチェーンメールなど、インターネットでは、お手軽に、費用もさほどかからず大量にメールを送れますので、このようなスパムメールやチェーンメールが頻繁に出回ります。実際これらは、何度も裁判沙汰になったり禁止されたりしているのですが、しばらくするとまたどこからかやってきます。

もし、スパムメール、チェーンメールがあなたの元に届いても何もしないで下さい。ただ無視して、さっさと削除して下さい。決して怒りのあまり「もう送ってくるな！」なんて返信を出さないで下さい。なぜなら、そもそもその返信の宛先も、別の被害者のアドレスを使っている可能性があるからです。インターネットのメールは、きちんと調査すれば必ず誰が送ったかわかるのですが、まったくの別人から送られてきたかのように送信元を偽装したメールもまた存在するのです。

** アドバイス **

◎ スпамメールは無視するに限る

スパムメールなんて、無視すればいいことです。下手に返信してあなたの労力を費やすよりも、さっさと忘れるのが賢明です。

◎ 件名のないメールの扱い

件名のないメールはマナー違反といってよいでしょうから、出す側としては入力を忘れないこと。忘れてしまった場合は読まれないものとあきらめましょう。

一方、受け取る側としては、スパムメールの可能性もあるので読まずに削除してもよいでしょう。ウイルスチェックソフトで安全なメールか確認し、あとは第二報あるいは謝罪メールが来るか待つのみです。直接の返信はご法度です。

白鷗情報ネットワーク利用上の倫理基準

はじめに

本学の教職員および学生は、白鷗情報ネットワーク（以下、「ハークネット：HARCNET」という。）を利用するに当たり、学術機関および社会の一員としての自覚に基づき、適用される法令とともに、次の行動規範を遵守するものとする。また、基準違反行為に対する措置およびその手順についても、同様にここに定めるものとする。

なお、これらの事項は、本学の教員（非常勤教員、名誉教授等を含む）、職員（臨時雇い、アルバイト等を含む）および学生（聴講生、交換留学生等を含む）に対しては、ハークネットの利用が本学の敷地内でなされたか否かを問わず適用される。学外者（卒業生等を含む）については、各事項をサーバ上に配置するなどして、基準の遵守を旨とする同意を得るための通知を受けることができるよう配慮することとする。

1. ハークネット利用上の遵守事項

ハークネットの利用者は、ネットワークの円滑かつ有効な運用を図るために、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ハークネットを利用するには、別に定める利用手続きに基づき、利用資格の取得を申請し、所定の基本講習を受講した上で、利用資格およびアカウントを取得しなければならない。
- (2) ハークネットは、教育・研究およびその支援の目的にのみ利用することとし、営利目的として利用してはならない。したがって、ハークネットを利用した商品の売買、アルバイトや就職の求人広告や斡旋活動などはすべてこれを禁止する。
- (3) ハークネットの利用は、本学が定めるアクセス時間内に限られる。
- (4) 本学の情報機器または個人が所有する情報機器をハークネットに接続する場合は、大学側の指示を遵守しなければならない。
- (5) 技術上または利用上の何らかのトラブルを発見した場合は、そのトラブルの原因の如何にかかわらず、担当教員または情報処理教育研究センター（以下「情報センター」という。）管理室にその事実を申告しなければならない。
- (6) ハークネットの利用資格を失効したときは、当該利用者は、サーバ内のすべての個人ファイルの削除、メーリングリストからの退会を含め、原状回復の義務を負う。

2. ネットワーク利用者の義務（ネチケットあるいは狭い意味での情報倫理に関する事項）

ハークネットを利用するに当たり、次の行為を行わないものとする。

- (1) 他の利用者のユーザ ID およびパスワードを不正に使用する行為
- (2) 事前の同意なしに、他の利用者の保有するファイルまたはデータを削除し、複製し、改竄する行為
- (3) 第3者の著作権、その他の知的財産権を侵害する、または侵害するおそれのある行為
- (4) 第3者を誹謗または中傷したり、名誉を傷つけるような行為
- (5) 第3者の財産、プライバシーを侵害する、または侵害するおそれのある行為
- (6) 事実に反する情報、意味のない情報を書き込む行為
- (7) 公序良俗に反する情報、文章および図画等を他人に公開する行為
- (8) ハークネットおよびインターネットの運営を妨げるような行為
- (9) その他、法令に違反する行為、あるいは違反するおそれのある行為

3. 法律上の義務（ネットワーク・システムと法律問題に関する事項）

コンピュータおよびネットワーク・システムの利用に関連する法令の一部を以下に示す。これらに違反する行為は、いずれも犯罪行為であり、処罰の対象となる。システムの利用者は、これらの義務を遵守するのはもちろんのこと、法令に触れる行為をしてはならない。

(1) コンピュータ・システムの利用に関連して

- ・ コンピュータで使用するファイルを不正の目的で作成してはならない（刑法 161 条の 2）
- ・ コンピュータを破壊したり不正の指令を与えるなどしてコンピュータによる業務を妨害してはならない（刑法 234 条の 2）
- ・ コンピュータを使用する他人のファイルを破壊してはならない（刑法 259 条）
- ・ みだりに電気通信事業者の設備を操作してネットワーク・サービスの提供を妨害してはならない（電気通信事業法 102 条）

(2) 電子メールや電子掲示板等の利用に関連して

- ・ 他人の名誉を毀損してはならない（刑法 230 条）
- ・ 公然と他人を侮辱してはならない（刑法 231 条）
- ・ 他人の生命、身体、自由、名誉または財産に対して危害を加える旨を告知して脅迫してはならない（刑法 222 条）
- ・ 虚偽の風説を流布するなどして、他人の信用を毀損し、または、他人の業務を妨害してはならない（刑法 233 条）

(3) ホームページやデータベース等の利用に関連して

- ・ 他人の特許権を侵害してはならない（特許法 196 条）
- ・ 他人の商標権を侵害してはならない（商標法 78 条）
- ・ 他人の著作権、著作者人格権、出版権、著作隣接権を侵害してはならない（著作権法 119 条）
- ・ わいせつな文書、図画その他の物を頒布したり、公然と陳列してはならない（刑法 175 条）

4. 違反行為に対する措置およびその手続き

(1) 違反行為に対する措置

情報センター長は、上記の事項に関する違反行為をした者に対し、利用資格の取消をはじめ、その他の教育的措置をとることができる。また、次項に定める教授会からの解除決定の通知を受けたときは直ちに解除しなければならない。

アカウント取消中または停止中の電子メールの消滅、不到着、ファイル等の削除等が発生しても、本学は、その責任を一切負わない。

(2) 手続き

- ・ ハークネットを利用する際に発生したトラブルについては、発生と同時にその情報を情報センター管理室で掌握し、一元管理する。
- ・ 情報センター長は、情報センター主任と連絡をとりつつ、事実の確認、関係者の特定、暫定的な措置をとるとともに、学部長あるいは事務部長などへの連絡を行う。
- ・ 情報センター長は、情報センター運営委員会に報告の上、情報センターとしての方針を決定し、教授会に報告する。
- ・ 通知を受けた学部の教授会は、30 日以内に当該学生に対する本学学則に基づく処分の要否、または既に講じられた措置の解除の要否を決定する。

5. 相談窓口について

ハークネットおよびインターネットの利用に関する相談窓口は、情報センター管理室に置く。

コンピュータとネットワークの利用に関する 意識度チェック

ここでは、コンピュータやネットワークを利用する上で、一般に迷惑行為と考えられている行為を列挙しています。それぞれについて、ルール違反の程度として最も適すると思われるものを、次の (a) ~ (d) の中から 1 つ選んで下さい。

- (a) 法的に処罰される行為
- (b) 大学で定めた規約に反する行為（主に学内レベルでペナルティの対象となるもの）
- (c) その他道義的に問題になる行為（ヒンシュクをかう、物笑いになるなども含む）
- (d) 特に問題にはならない行為

[1] コンピュータの利用に関する事項

1. 駅前のゲームセンターでゲーム機の隙間をこじ開け、内部のスイッチを操作しメダルがたくさん出るよう細工した
2. 自宅の PC からプロバイダのサーバに不正な指令を故意に送って業務を妨害した
3. 大学のオープン利用のコンピュータ室からキーボードを盗んだ
4. ネットで購入した変造カードを使って大学内の ATM 端末から現金を引き出した
5. 面倒なので自宅の PC にはセキュリティソフトを一切インストールしないで利用している
6. 偶然知った学内サーバのセキュリティホールのことをツイッター (twitter) に書き込み皆に吹聴した
7. 大学のオープン利用のコンピュータ室で友人の打ち込むパスワードを盗み見し、後日その友人に成りすましてログインした
8. 大学のコンピュータ教室の PC からインターネットを経由して A 社のネットワークに不正侵入し、A 社のホームページの内容を改ざんした
9. 市立図書館の自習用机の上に忘れ物と思われる USB メモリが置いてあったので、コンピュータウイルスを仕込んでそのまま置いておいた
10. 市販のアプリケーションソフトを DVD にコピーして 20 人の友人に配布した

[2] 大学のネットワーク利用に関する事項

11. オープン利用のコンピュータ室でいつもゲームに興じていて席を譲らない
12. オープン利用のコンピュータ室の PC を直ぐ使いたいと思ったが、学務課の窓口に寄る用があったので友人にパスワードを教え先に行って自分の分もログインしておいてもらった
13. 面倒なのでログイン用のパスワードを 1 年以上変更しないで使っている

14. 学内向けのゼミのホームページに「最近パソコンを買い換えたので古いパソコン格安で譲ります！」という案内を載せた
15. オープン利用のコンピュータ室のPC上でC言語を使ってアプリケーションソフトを自作し、フリーソフトとしてフェイスブック (facebook) に展示した
16. オープン利用のコンピュータ室でPCを使用中に体育館に居る友人から携帯電話で呼び出され、ログオン状態で荷物も置いたまま2時間戻らなかった
17. 学内 LAN のログイン用パスワードには生年月日をそのまま使っているので忘れることはない
18. 学内 LAN のログイン用パスワードを一度も変更したことがないという友人がいたので試しに彼のユーザIDで接続したらつながってしまった
19. 便利なフリーソフトがあったので、授業でいつも使うコンピュータ室のPCに無断でインストールした
20. オープン利用のコンピュータ室のPCからインターネットの匿名FTPサーバに接続し、大量のデータを長時間ダウンロードし続けた

[3] インターネットの利用に関する事項

21. 有名企業のサポートページからダウンロードしたファイルなら、信用があるのでウイルスチェックしなくても安全だ
22. 雑誌からイメージスキャナーで取り込んだアイドルの写真を、個人で登録し運用している学外ホームページに無断で掲載している
23. インターネットからアイドルの画像を自宅の自分専用のPCにダウンロードし壁紙として使っている
24. 自宅のPCでアダルトサイトを見ていたらウイルスに感染してしまった
25. 音楽サイトでヒットソングを購入し学内外の友人20人に販売し利益を得た
26. ネットオークションで格安のブランド品を見つけ本物が偽物か判断のつかないまま落札した
27. インターネットの無料サイトで高校のクラス会のホームページを運営し連絡の取れた友人の住所・氏名・メールアドレスを掲載している
28. 一人のクラスメートの行動を集団で監視し、彼の振る舞いを逐一ツイッター (twitter) に書き込んで皆で楽しんでいる
29. インターネットのウィキペディア (Wikipedia) の解説文をレポートにコピー&ペーストし、そのまま自分の文章として提出した
30. ショッピングサイトのポイントサービスやプレゼントに釣られてついアンケートに答えてしまう

[4] 電子メールやLINE (ライン) の利用に関する事項

31. 友人 A から電子メールで受け取った相談の内容がとても面白かったので、友人 A に断りもなく友人 B に LINE (ライン) を使ってそのまますぐ見せた
32. パスワードをいろいろ試したら大学のメールサーバにログインできたので友人に成りすましてメールを送信した
33. 就職活動で企業の担当者との連絡に大学のメールアドレスを使うことにしたら自

分からのメールだとすぐ分かってもらったので、氏名・所属をメールのトップで名乗るのは面倒でもあるので省略することにした。

34. メール本文の最後に付ける署名は単なる飾りなので普段から私は付けない
35. 友人 A から B 先生への頼みごとを依頼されたので A を安心させるために先生へ送ったメールの最後に「このメールが届いたことを A に知らせてやって下さい」と付け加えた
36. from 欄や最後の署名を見れば誰からのメールかすぐ分かるはずなので、私は普段からメールの冒頭で名乗らない
37. 「あなたも億万長者になれます！下に書いた 4 人に 5000 円ずつ送って下さい。そして送金した後に一番上の名前をあなたの名前に直し、できるだけ多くの人に送って下さい」というメールを受け取ったので直ぐにその指示にしたがった
38. 嫌いな友人の悪口をチェーンメールに仕立て、LINE (ライン) のグループを作って書き込んだ
39. 同級生 300 人の名前とメールアドレスをバイト先のマネージャーに教えたら、系列店のバイト情報が皆に送られてきた
40. 大学のファイルサーバに置いたファイルが、割り当てられた許容量に達してしまったが、削除するのが面倒なのでそのままにしてある

[5] ブログや SNS などのインターネットサービスの利用に関する事項

41. 不特定多数の人が匿名で書き込めるツイッター (twitter) なら誰が書き込んだのか特定されることは絶対がないので、人の悪口を書くにはうってつけの場所だ
42. SNS への登録はいつもプライバシーに配慮して実名を名乗らないことにしている
43. 不特定多数の人が匿名で書き込むインターネットの掲示板は見ないようにしている
44. SNS のフェイスブック (facebook) は私的な日記帳なので何を書いても許されると思っている
45. 友人 A に成りすまして学内サークルの運営する掲示板に記事を投稿し、A の友人 B に関する根も葉もない噂を流した
46. 新聞社のニュースサイトに面白い記事があったので、ページを丸ごとコピーしブログに貼り付けて皆に知らせてあげた
47. 大学の授業で課題が出たが調べる時間がなかったのでとりあえず質問投稿サイトで聞いてみた
48. ゲーム機メーカーが運営するインターネットのメーリングリストにウイルスメールを故意に流した
49. ブログや SNS では添付ファイルの容量をまったく気にする必要がない
50. 件名のないメールが投稿されたときは削除してしまう

正解と解説は、情報処理教育研究センターのホームページ上で見るすることができます。

この冊子の内容と照らし合わせながら、一問ずつ丁寧に答を確認して行って下さい。

また、上記の問題の中には、一般的には判断しにくいものもあります。そういった問題については、情報処理教育研究センター運営委員会において、本学のネットワークの運営指針等に基づいて正解を決めていますのでご了解下さい。

おわりに

皆さんは、ネット上の根も葉もないうわさを信じて、知らず知らずのうちに人権侵害の片棒を担がされていませんか？ また、ウイルスチェックソフトの入っていないPCでメールの送受信をしていませんか。はたまた、サークルや部活動で知り得た個人情報をUSBメモリに保存してそのまま放置していませんか？

ネチケットに反するさまざまな振る舞い、情報セキュリティに関わる事件や事故、これらの脅威（リスク）は年々高まるばかりです。

これらのリスクから人・もの・カネ、そして情報を守るためには、個々人の防衛努力と皆さんの協力がどうしても必要です。

この冊子は、法学部の先生方のご協力もいただきながら、情報処理教育研究センター運営委員会が作成したものです。情報社会の一員であることを自覚し、その規範に則って行動するための一助にいただければ幸いです。

以上

ネットワーク利用者の心得 第4版

2017年（平成29年）4月発行

編集発行 白鷗大学情報処理教育研究センター運営委員会

問い合わせ先 白鷗大学総務部情報システム課
〒323-8585 栃木県小山市大行寺 1117 ☎ 0285 (22) 9747

所 属	学部	学科/専攻
学籍番号		
氏 名		